態にあり親族等による介護を受けた日がある場合の介護給付の額を七万七、八九〇円に、随時介護を要する状態にあり実費を支出して介護を受けた日がある場合の介護給付の限度額を八万六、二八〇円に、随時介護を要する状態にあり親族等による介護を受けた日がある場合の介護給付の額を三万八、九〇〇円に、それぞれ引き上げることとした。（第四条の二第二項関係）

2　この政令は、令和五年四月一日から施行することとした。

◇**公害健康被害の補償等に関する法律施行令の一部を改正する政令**（政令第七六号）（環境省）

1　公害健康被害の補償等に関する法律（以下「法」という。）第二六条第一項に基づく介護加算額を、四万六、二〇〇円に改めることとした。（第一一条関係）

2　法第四〇条第一項に基づく療養手当の額を、月額三万七、八〇〇円等に改めることとした。（第二三条関係）

3　法第四一条第一項に基づく葬祭料の額を、六八万三、〇〇〇円に改めることとした。（第二四条関係）

4　法第五四条第二項第一号に掲げる単位排出量当たりの賦課金額を、四一円四八銭に改めることとした。（第三四条第一号関係）

5　法第五四条第二項第二号に掲げる単位排出量当たりの賦課金額を、一、八〇八円九二銭等に改めることとした。（第三四条第二号及び別表第五関係）

6　この政令は、令和五年四月一日から施行することとした。

◇**児童福祉法施行令の一部を改正する政令**（政令第七七号）（厚生労働省）

1　市町村長は、当該職員をして、年度ごとに一回以上、国及び都道府県以外の者が行う家庭的保育事業等が児童福祉法第三四条の一六第一項の規定に基づき定められた基準を遵守しているかどうかを実地につき検査させなければならないものとした。ただし、当該家庭的保育事業等について次のいずれかに該当する場合においては、実地の検査に代えて、必要と認める事項の報告を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させることにより、当該基準を遵守しているかどうかを確認させることができるものとした。（本則関係）

㈠　天災その他やむを得ない事由により当該年度内に実地の検査を行うことが著しく困難又は不適当と認められる場合

㈡　前年度の実地の検査の結果その他内閣府令で定める事項を勘案して実地の検査が必ずしも必要でないと認められる場合

2　都道府県知事は、当該職員をして、年度ごとに一回以上、国以外の者の設置する児童福祉施設が児童福祉法第四五条第一項の規定に基づき定められた基準を遵守しているかどうかを実地につき検査させなければならないものとした。ただし、当該児童福祉施設について次のいずれかに該当する場合においては、実地の検査に代えて、必要な報告を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させることにより、当該基準を遵守しているかどうかを確認させることができるものとした。（本則関係）

㈠　天災その他やむを得ない事由により当該年度内に実地の検査を行うことが著しく困難又は不適当と認められる場合

㈡　前年度の実地の検査の結果その他内閣府令で定める事項を勘案して実地の検査が必ずしも必要でないと認められる場合

3　この政令は、令和五年四月一日から施行することとした。

政　令

政令第七十三号

警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和五年三月二十七日

内閣総理大臣　岸田　文雄

警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律（昭和二十七年法律第二百四十五号）第六条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律施行令（昭和二十七年政令第四百二十九号）の一部を次のように改正する。

第七条の二第二項第一号中「十七万千六百五十円」を「十七万二千五百五十円」に改め、同項第二号中「七万五千二百九十円」を「七万七千八百九十円」に改め、同項第三号中「八万五千七百八十円」を「八万六千二百八十円」に改め、同項第四号中「三万七千六百円」を「三万八千九百円」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、令和五年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　改正後の第七条の二第二項の規定は、この政令の施行の日以後に給付の事由が生じた介護給付について適用し、同日前に給付の事由が生じた介護給付については、なお従前の例による。

政令第七十四号

証人等の被害についての給付に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和五年三月二十七日

内閣総理大臣　岸田　文雄

証人等の被害についての給付に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、証人等の被害についての給付に関する法律（昭和三十三年法律第百九号）第六条の規定に基づき、この政令を制定する。

証人等の被害についての給付に関する法律施行令（昭和三十三年政令第二百二十七号）の一部を次のように改正する。

第五条の二第二項第一号中「十七万千六百五十円」を「十七万二千五百五十円」に改め、同項第二号中「七万五千二百九十円」を「七万七千八百九十円」に改め、同項第三号中「八万五千七百八十円」を「八万六千二百八十円」に改め、同項第四号中「三万七千六百円」を「三万八千九百円」に改める。